

建設工事等共同企業体運用基準

最終改正 平成 30 年 12 月 20 日

第 1 建設工事等共同企業体の運用基準

工事等の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

1 特定企業体の運用基準

(1) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難易度の高い工事を施工するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合で、一般競争入札の方法により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当し、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

- ア 予定価格が 300,000,000 円以上の土木工事
- イ 予定価格が 300,000,000 円以上の建築工事
- ウ 予定価格が 300,000,000 円以上の電気工事
- エ 予定価格が 300,000,000 円以上の管工事

(2) 特定企業体と単体企業との混合入札の取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難易度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と特定企業体の混合による入札ができるものとする。

(3) 特定企業体の構成員数とその構成要件

- ① 構成員の数は「2社ないし3社」で、北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を有すること。
- ② 前号の構成員には、市内に本店または支店を有するもの（以下「市内業者」という。）が1社以上含まれていなければならない。ただし、工事の技術的特性その他の事情により、構成員となるべき必要な市内業者の数を確保することができない場合は、この限りではない。
- ③ 各構成員は、発注工事に対応する許可業種に係る建築業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

2 経常企業体の運用基準

(1) 経常企業体の活用対象

経常企業体を発注に当たって活用する場合は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

(2) 中小建設業者の受注機会確保のために、前項の目的で結成された経常企業体を活用することが有用であり、このため等級別格付審査時の客観的事項の総合的な加算や申請の随時受付などの特例措置を講じるものとする。

(3) 経常企業体と単体企業との混合入札の取扱い

経常企業体は、単体企業に準じて取り扱うものとし、経常企業体と単体企業との混合入札とする。

(4) 経常企業体の構成員数とその構成要件

- ① 円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員は「2社ないし3社」で、市内に本店または支店を有すること。
- ② 構成は、同級に格付けされている者若しくは直近等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う経常企業体を活用することを原則とする。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに認定された有資格業者の組合せを認めることも差し支えないものとする。

第2 建設工事共同企業体の取扱い

1 共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の資格要件

共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(2) 結成方法

共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(3) 出資比率

全ての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

(4) 資格審査

① 特定企業体

特定企業体の資格審査は、市長が申請書を受理し適格事項を審査し、申請者にその旨を通知するものとする。なお、この場合の競争入札への参加申込みは、資格審査申請によりあったものとみなす。

② 経常企業体

経常企業体の資格審査は、市長が申請書を受理し適格事項を審査し、申請者にその旨を通知するものとする。なお、この場合の競争入札への参加申込みは、単体に準じた取扱いとする。

(5) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

- ① 競争入札参加資格申請書
- ② 共同企業体協定書

2 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。特定工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

3 経常企業体の解散

経常企業体の資格の有効期限内にその企業体が解散した場合には、市長に解散届を提出させるものとする。

4 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は、共同企業体の名称とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）及び附属協定書を添付するものとする。

5 様式

共同企業体に係る様式は、別記によるものとする。

第3 雑 則

- 1 この運用基準により難い特別の事由があるときは、その都度市長の承認を得て別段の定めをすることができる。